

基発 0907 第 1 号
令和 4 年 9 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和 4 年厚生労働省告示第 276 号。以下「講習告示」という。）、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示（安衛則等）」という。）及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示（粉じん則）」という。）については、令和 4 年 9 月 7 日に告示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用（一部令和 6 年 4 月 1 日から適用）することとされたところである。

これらの告示の制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期したい。

記

第 1 制定の趣旨及び概要等について

1 制定の趣旨

今般、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等の特別則の規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充等を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度

を導入することとし、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）等を公布したところである。

本告示は、これら事業者による化学物質管理を円滑に実施するために、事業場において化学物質の管理を行う化学物質管理者を養成するための講習の内容を定めるとともに、事業場内において化学物質管理を行い、事業場外において化学物質管理に関する助言や評価を行う専門家である化学物質管理専門家の要件を定めるものである。

2 告示の概要等

(1) 講習告示関係

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5第3項第2号イにおいて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供されるものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造している事業場においては、講習告示に基づく講習（以下「化学物質管理者講習」という。）を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから化学物質管理者を選任しなければならないと規定しているところ、講習告示は、化学物質管理者講習の科目、内容、時間のほか、科目の免除等について定めたものであること。

(2) 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第4条の2第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第3条の2第1項、特化則第2条の3第1項第1号及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第3条の2第1項において、新たに設けた適用除外の要件の1つとして、当該事業場において、化学物質管理専門家が専属で配置されており、化学物質管理専門家がリスクアセスメント（粉じん則にあっては、法第28条の2第1項に規定する危険性又は有害性等の調査）の実施並びに当該リスクアセスメント等の結果に基づく措置等の内容及びその実施に関する事項の管理を行うこと等を規定しており、また、安衛則第34条の2の10第1項に規定する労働基準監督署長による改善指示を受けた事業場等は、同条第2項において、化学物質管理専門家から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければ

ならないと規定しているところ、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、当該化学物質管理専門家について要件を定めたものであること。

（3）施行日

講習告示は、令和6年4月1日から、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、令和5年4月1日から適用することとしたこと。ただし、専門家告示（安衛則等）第2号の規定については、令和6年4月1日から適用することとしたこと。

第2 細部事項

1 講習告示関係

（1）講義及び実習の内容（第1号イ及び同号ロ関係）

ア 化学物質管理者講習の講義の各科目及び実習については、必ずしも連続して行う必要はなく、一定の間を開けて実施しても差し支えないこと。また、受講者の理解度の評価方法については特に定めていないが、何らかの方法により受講者の理解度を評価することが望ましいこと。

イ 講義及び実習は、事業者自らが行うことのほか、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。

ウ 実習については、受講者それぞれが、化学物質の危険性又は有害性等の調査等の一連の流れや保護具の選択及び使用を実習することを想定しているため、それらが可能となる実習体制の確保が必要であること。化学物質の危険性又は有害性等の調査等の実習については、実際に各々の事業場で取り扱っている化学物質に関するものとする等、実務に近い内容とすることが望ましいこと。

保護具の選択及び使用の実習については、必ずしもフィットテストについて機器を用いて実習する必要はないが、「保護具の選択及び使用」の管理に必要な能力を身につけられる実習内容とする必要があること。

エ 講義については、オンラインで実施しても差し支えないが、実習については、化学物質の危険性又は有害性等の調査等のためのツール使用や保護具の使用についての実習を含むため、オンラインでの実施は認められること。

（2）講義科目的受講の免除（第1号ハ関係）

ア 講義科目的受講の免除ができる者については、それぞれの資格を取得する際に必要な技能講習や試験の科目の内容を踏まえて定めて

おり、当該資格に係る実務経験を求めてはいないこと。

イ 「化学物質の危険性及び有害性並びに表示等」の科目については、「有機溶剤作業主任者技能講習」、「鉛作業主任者技能講習」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の全ての技能講習を修了した者のみが、受講の免除を受けることができること。この場合において、平成 18 年 3 月 31 日以前に「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者と同等の者として取り扱つて差し支えないこと。

ウ 「第一種衛生管理者の免許を有する者」について、安衛則第 10 条各号に掲げる衛生管理者の資格を有する者は該当しないため、「化学物質の危険性又は有害性等の調査」の科目については、受講の免除の対象とはならないこと。

(3) 講師（第 2 号関係）

講習の講師については、講義及び実習の各科目に定める内容について必要な知識や実務経験等を有する者を想定していること。

(4) その他

ア 化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者

安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの「化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者」には、以下の①から③までのいずれかに該当する者が含まれること。

- ① 本告示の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者
- ② 法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、法第 84 条第 1 項の登録を受けた者
- ③ 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者

イ 受講記録の保存

選任した化学物質管理者が要件を満たしていることを第三者が確認できるよう、当該化学物質管理者が受講した講習の日時、実施者、科目、内容、時間数等について記録し、保存しておく必要があること。

ウ 安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号ロの規定に基づき、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認めら

れるものから化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいこと。この化学物質管理者講習に準ずる講習は、別表に定める科目、内容、時間を目安とし、講義により、又は講義と実習の組み合わせにより行うこと。

2 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

(1) 化学物質管理専門家の要件（専門家告示（安衛則）第1号イからハ関係、専門家告示（粉じん則）第1号から第3号関係）

ア 化学物質管理専門家に必要な要件について、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に係る「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」については、当該資格取得の前後を問わないこと。

イ 「化学物質の管理に係る業務」には、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学に関する業務に限る。）、労働安全コンサルタント（化学安全に関する業務に限る。）、化学物質管理者、化学物質関係作業主任者、作業環境測定士、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、保護具着用管理責任者の業務が含まれること。

ウ 「粉じんの管理に係る業務」には、粉じん則で規定する粉じん作業に係る管理に係る業務のほか、粉状の化学物質の管理に係る業務が含まれること。

エ 専門家告示（安衛則等）第1号ハ及び専門家告示（粉じん則）第3号で規定する厚生労働省労働基準局長が定める講習については、別途示すところによること。

(2) 同等以上の能力を有すると認められる者（専門家告示（安衛則等）第1号ニ関係、専門家告示（粉じん則）第4号関係）

専門家告示（安衛則等）第1号ニ及び専門家告示（粉じん則）第4号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」については、以下のアからオまでのいずれかに該当する者が含まれること。

ア 法第82条第1項の労働安全コンサルタント試験（試験の区分が化学であるものに限る。）に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者であって、その後5年以上化学物質に係る法第81条第1項に定める業務（専門家告示（粉じん則）第4号においては、粉じんに係る法第81条第1項

- に定める業務)に従事した経験を有するもの
- イ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるC I H (Certified Industrial Hygiene Consultant) 労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの
- ウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会 (IOHA) の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者
- エ 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
- オ 労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条の衛生管理士（法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

第3 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号）の改正について

- 1 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号。以下「施行通達」という。）第1中改正の趣旨及び概要等の4(1)について、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
4(1)	(前略)ただし、2(2)イ及びエ、(3)ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、(4)(2)(3)ウ①に係るものに限る。)、(5)、(6)、(8)に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和5年4月1日から、2(1)、2(2)ウ、(3)イ、ウ②、③、エ、(後略)	(前略)ただし、2(2)イ及びエ、(3)ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、 <u>エ後段</u> 、(4)(2)(3)ウ①に係るものに限る。)、(5)、(6)、(8)に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和5年4月1日から、2(1)、2(2)ウ、(3)イ、ウ②、③、 <u>エ前段</u> （義務）、(後略)

- 2 施行通達第4中細部事項9(1)ウについて、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
9(1)	<u>3年以上労働衛生コンサルタント</u>	労働衛生コンサルタント（試験

ウ②	<p>ント(試験の区分が労働衛生工学<u>又は化学</u>であるものに合格した者に限る。) <u>としてその業務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。) <u>又は労働安全コンサルタント(試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。)であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者</u></p>
9(1) ウ④	<p>衛生管理士(法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格した者に限る。)に選任された者で、<u>その後3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務を行った経験を有する者</u></p>	<p>衛生管理士(法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格した者に限る。)に選任された者であって、<u>3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者</u></p>

別表

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場における
化学物質管理者講習に準ずる講習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）中の関係条項	30 分

新たな化学物質規制のまとめ

2023/6/2作成

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期		
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
化 学 物 質 管 理 体 系 の 見 直 し	安衛令 別表第9	ラ ベ ル 表 示 ・ S D S	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。 ● このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。 (発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性→カテゴリー区分1のもの) ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。 <p>今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(注)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開されています。https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/gns/arikataken_report.html</p>			○
			<ul style="list-style-type: none"> (1)労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置 ● ①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下的方法等で最小限度にしなければなりません。 (義務) <ul style="list-style-type: none"> i 代替物等を使用する ii 委散源を密閉する設備、局部排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する iii 作業の方法を改善する iv 有効な呼吸用保護具を使用する ● ②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えすることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として 厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。（義務） <ul style="list-style-type: none"> ※各事業者が行うこと。 ※測定の実施は義務付けられていない。ばく露を最小化し、濃度基準値以下とするという結果のみが求められている。(労働者のばく露が濃度基準値を超えるおそれのある作業を把握した場合→確認測定の実施) ※確認測定：推定ツール（CREATE-SIMPLE等）、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等） ※確認測定の実施：労働者のばく露の程度が、濃度基準値のうち8時間加重平均濃度基準値の1/2を超えると評価された場合に実施 ※濃度基準値は、労働者のばく露が、それを上回ってはならない基準であるため、有効な呼吸用保護具の使用により、労働者のばく露濃度基準値以下とすることが許容される。 ※達成作業時、毎回異なる環境で作業を行う場合：典型的な作業、そのばく露測定、要求防護係数に対して十分な余裕を持った保護具の使用でも可能 ※濃度基準値が定められていない物質：ACGIHのばく露限界値参考に当該濃度以下となるように努める。 ※化学物質管理者、保護具着用管理責任者の管理下で行う。 	※ R 4.4 施行 (追加)		○
	安衛令 第577条の2 第577条の3	リ ス ク ア セ ス メ ト 事 業 者 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存 (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。 ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。 ※リスクアセスメント対象物のうち、がん原性のある物質の作業歴の記録、保存：当該業務に従事する頻度に応わらず保存の対象 (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務 (1)(1)のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)(1)i ~ iv の方法等で、最小限度にすることに努めなければなりません。（努力義務） 	※上記① ○	※上記② ○	
			<ul style="list-style-type: none"> ● 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害防止用保護具を使用せなければなりません。 ● ①健康障害を起こすおそれがあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 ▶保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する。 ※皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性：いずれかで区分1のもの ● ②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 (③の労働者を除く) ▶保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する。 ※健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの→反発腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性の区分に該当しない場合で 且つ反発腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性を除くいすれにおいても経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないもの 		○ 努力 義務	○ 義務

新たな化学物質規制のまとめ

化学物質管理体系の見直し	安衛別第22条	衛 付 生 識 委 事 員 項 会 の	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生委員会の付議事項に以下①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付けます※ <ul style="list-style-type: none"> ①労働者が化学物質にばく露される程度を最小限にするために講ずる措置に関すること ②濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること ③リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること ④濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること <p>※衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛別）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。</p>		○ ①	○ ②～④
	安衛別第97条の2	把 が 握 ん 強 等 化 の	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数名の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聽かなければなりません。 <p>※複数：2人以上　・事業場単位で把握　・派遣先・派遣元双方から報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われる判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。 		○	
	安衛別 第34条の2の8	リス ク アセ スメ ント 結果等の記録	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、<u>関係労働者に周知</u>とともに、記録を作成し、<u>次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）</u>保存しなければなりません。 		○	
	安衛別 第34条の2の10	労 働 災 害 へ の 発 指 示 事 業 場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、<u>事業場の事業者に対し、改善を指示</u>することができます。 <p>※化学物質による労働災害：じん肺に含めない（粉じんの物理的性質によるため）</p> <p>※化学物質による労働災害のおそれのある事業場：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 化学物質による重篤な労働災害発生又は休業4日以上の労働災害複数発生 (2) 第3管轄区分基準、改善が見込まれないこと。 (3) 特殊健診結果、有効率、同業他社と比較して相当高い (4) 化学物質による法令違反、改善が見込まれない <ul style="list-style-type: none"> ●改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する<u>助言を受けた上で</u>、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。 <p>※化学物質管理専門家による改善措置の助言は書面で通知</p> <p>※化学物質管理専門家の所属は問わない</p> <p>※改善計画の作成、報告：1ヶ月以内</p> <pre> graph TD A[化学物質の特性が適切に分類されていない場合、改善指示] --> B[リスクアセスメントの結果に基づく労働災害の発生またはそのおそれあり] B --> C[改善計画に基づく改善措置の実施] C --> D[改善計画に基づく改善措置の実施] D --> E[改善計画の作成・報告] E --> F[労働基準監督署長] F --> G[化学物質管理専門家] G --> H[助言を受けた上で改善措置を実施] </pre> 		○	
	安衛別 第577条の2第3項～第 5項、第8項、第9項	健 康 診 断 等	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等 <p>リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>※事業者はリスクアセスメント対象物健康診断を受けた労働者に遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。</p> ●濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。 <p>※専門測定を求めるものではない。</p> <p>※リスクアセスメント対象物の漏洩、大量に吸引、リスクアセスメント結果ではばく露防止措置に不備、濃度基準を超えるようならばく露があった場合、定期測定で濃度基準を超えている場合</p> ●上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。 ●がん原性物質の作業記録の保存 <p>リスクアセスメント対象物のうち、労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業履歴を記録しなければなりません。また、その記録を30年間保存しなければなりません。</p> <p>※がん原性物質：国によるGHS分類で発がん性区分1に該当するもの（エタノール、既に同様の規定がある特化則の特別管理物質は除く）</p> <p>※がん原生物質の作業歴：難済した後も30年間保存</p> 		○	

新たな化学物質規制のまとめ

2023/6/2作成

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期		
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 選任が必要な事業場 <p>リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）・個別の作業現場ではなく、工場、店舗、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。 ・事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。 <p>※GHS区分既知の原材料を混合で新たな製品を製造する事業者。</p> <p>その製品がリスクアセスメント対象物に該当する場合、リスクアセスメント義務のある製造事業者に該当</p> <p>※リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていて労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であってもリスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれる。</p> <p>※密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉を行わない場合は、リスクアセスメント対象物を製造、取扱いには含まれない。</p> ● 選任要件 <p>化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者</p> <p>※事業場毎に最低1名選任</p> <p>※衛生管理者：事業場の衛生全般に関する技術的事項の管理、有機溶剤等の作業主任者：個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うこと。</p> <p>※化学物質管理責任者の職務遂行に支障のない範囲で、上記の義務等と兼務することは差し支えない。</p> <p>※職務遂行に必要な権限の付与、事業場内の労働者から選任されるべき。</p> ● 職務 <ul style="list-style-type: none"> ・ラベル・SDS等の確認 ・化学物質に関するリスクアセスメントの実施管理 ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理 ・化学物質の自律的な管理に関する各種記録の作成・保存 ・化学物質の自律的な管理に関する労働者への周知、教育 ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合） ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応 <p>※ラベル・SDSの作成：これの管理が担当、作成等を自ら行うことではない。作成自体を行うものが、化学物質管理責任者である必要はない。</p> <p>※教育：計画の策定等の管理を求めるもので、化学物質管理者が自らが教育を実施することを求めるものではない。</p> <p>※化学物質管理責任者が選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任</p> <p>※化学物質管理責任者の氏名の掲示し関係労働者に周知すること</p> 			
	安衛則第12条の6		<p>(1) 選任が必要な事業場リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場</p> <p>(2) 選任要件保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）</p> <p>(3) 戰務</p> <p>①保護具の適正な選択 ②労働者の保護具の適正な使用に関する事項 ③保護具の保守管理に関する事項</p> <p>※リスクアセスメント対象物：密閉、ばく露無しの場合、選任不要</p> <p>※適切に職務が行える範囲で作業主任者、戦長との兼務は可</p> <p>※特化別、有機溶剤等の第3管区区分作業場で、作業環境の改善が困難とされた場合の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合を除く。（作業主任者との戦務は不可）</p>			
	安衛則第35条	雇入れ時教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 募入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。 ● 安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職員その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業・飲食業・調理業・製菓業・製パン業・製粉業・製糖業・製油業・製油加工業 ・新興業、出版業、製本業、印刷物加工業 			

新たな化学物質規制のまとめ

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期		
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDSの柔軟化方法	<ul style="list-style-type: none"> ● SDS情報の通知手段は、該当提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。 <p>改正前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の交付 ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など） <p>改正後</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に相手方の承諾を得ずに、 ・文書の交付 ・磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付 ・FAX送信、電子メール送信 ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、開票を求める 	○		
	安衛則 第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	人体確に認及・ぼ更新作用	<ul style="list-style-type: none"> ● SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。 <p>※現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化物質も、同様の更新と通知が努力義務となります。</p> <p>※定期確認及び更新の対象となるSDS：既に譲渡又は提供を行っている通知対象物質又は特定有害化学物質等に係わるものに限られる。既に譲渡提供を中止したものに係わるSDS等まで含む義務ではない。</p> <p>※変更後の当該事項について再通知、SDS等の更新の必要がない場合には、相手方への再通知の必要はない。（更新の必要がないことを確認した日を記録しておくことが望ましい）</p> <p>※ホームページで容易に開票出来る方法もある。</p> <p>※施行日から起算して5年以内（R10年3月31日まで）に初回の確認を行う必要がある。</p> <p>※SDSの交付：安衛法上、取扱による適用除外はない。</p> <p>※開発品のサンプル提供：必要な項目が記載されたSDS交付は必要</p> <p>5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認 変更があるときは、確認後1年内に更新 変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知</p> <p>※SDS通知対象物質：5年以内の更新の必要性の確認（義務） その他のSDS：更新、相手方への通知（努力義務）</p>		○	
	安衛則 第33条の2	SDSの追加通知事項	<ul style="list-style-type: none"> ● SDSの通知事項に新たに「(該当提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。 <p>※SDSの記載に当たっては、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載してください。</p> <p>※該当提供を受けた相手側は、当該用途における使用上の注意を踏まえてリスクアセスメントを実施することになる。</p>		○	
	安衛法第31条の2	別容器での保管	<ul style="list-style-type: none"> ● SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、往來の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。 <p>※製品により、含有量に幅があるものは、直角範囲の表記も可能です。 また、重量パーセントへの換算方法を記載ていれば裏蓋パーセントによる表記を行ったものとみなされます。</p> <p>※成分及びその含有量が裏蓋上の秘密に該当する場合：SDS等にその旨記載、秘密保持契約をその他事業者間で合意した情報伝達の方法等により別途通知することも可能</p>		○	
	安衛法第31条の2	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 安衛法第57条で該当・提供等のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、該当・提供等以外にも、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性、有害性情報を伝達しなければなりません。 <p>・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合 ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合等</p> <p>※対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器まで適用されるものではない。 ※その場で使い切る：保管ではない。（表示不要） ※希釈又は混合したものを保管：ラベル表示必須。 ※ラベル表示対象物を使用する事業者の義務 ※容器にラベル貼付けすることの代え手段の例 　・作業場にラベルに記載された情報を表示 　・作業場にラベルを一種の形で貼付ける。（この場合、SDSを刊用してもよい） ※容器にラベルを貼付けすることが困難な例 　・内容物が短時間で入れ替わりラベルと内容物との一致が困難 　・小さい容器、多くの容器を含んでいるもの 　・ラベルの貼り付けによって操作性を損なう場合</p>		○	

新たな化学物質規制のまとめ

2023/6/2作成

分野	関係条項	項目	法改正内容	施行時期		
				R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
	特化剤、有機剤、鉛剤、粉じん則	個別規則の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に附する特別規則（特定化学物質対応予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による官能的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。 <p>※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。 ※特化剤の規定は、専属の化学物質管理専門家の配属が必要 ※過去3年間で死亡・休業4日以上の労働災害の発生がない。作業環境測定結果第一管理区分。特殊健康診断結果で新たに異常所見が認められる労働者がいない。労働安全衛生法違反がないこと。等が条件 ※認定は3年ごとに更新が必要</p>		○	
その他	特化剤、有機剤、鉛剤、粉じん則	が作業環境管理測定結果の第3事業場	<p>(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務</p> <p>①当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外郭の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。</p> <p>②①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。</p> <p>※事業場に属さない作業環境管理専門家からの意見を聞くこと。 ※指定作業場単位で指定</p> <p>(2) (1)の①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務</p> <p>①個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。 ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。 ③保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。 ④(1)①の作業環境管理専門家の意見の検査と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。 ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。 ※第3管理区分措置状況届の提出</p> <p>(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務</p> <p>①6ヶ月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。 ②1年内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。</p> <p>(4) その他</p> <p>①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。 ②(2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。</p>		○	
	特化剤、有機剤、鉛剤、四アルキル剤	特殊健康診断	<p>有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理ばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年内ごとに1回に緩和できます。</p> <p>※製造禁止物質及び特別管理物質に係わる特殊健康診断については緩和の対象にはならない。 ※健康診断の実施頻度の緩和は、事業者が労働者並に行う。 ※緩和は、医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。 ※特殊健康診断の実施の頻度緩和については、所轄労働基準監督署への届出はない。</p> <p>※緩和は、以下の条件を全て満たす場合</p> <p>①直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分 ②直近3回の健康診断の結果、当該労働者に新たに以上所見がないこと ③直近の健康診断実施後に、著しいものを除き作業方法の変更がないこと。</p>		○	